

1. 令和6年度における監査結果

【行政財産】一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘(5件)

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
財産管理の不備	d 1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d 2	使用承認の手続未済等のため、是正を求めたもの。

指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
a	国土交通省 農林水産省	網走開発建設部	一般	—	紋別港湾事務所	北海道紋別市	紋別港湾事務所は、余剰(約30㎡)が生じていることから、借受庁舎である札幌出入国在留管理局紋別港事務所を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
a	国土交通省	東京航空局	自動車安全	空港整備	紋別RAG (新紋別空港出張所)	北海道紋別市	紋別RAG(新紋別空港出張所)は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約420㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
b	法務省	札幌出入国在留管理局	一般	—	札幌出入国在留管理局紋別港事務所	北海道紋別市	借受庁舎である札幌出入国在留管理局紋別港事務所は、余剰(約30㎡)が生じている紋別港湾事務所へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
c	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	紋別事宿 (西紋別支署)	北海道紋別市	紋別事宿(西紋別支署)は、使用されていないことから、用途廃止する必要がある。しかしながら、本地にて公務員宿舎の建替が計画されているため、当該建替計画の検討と併せて本地の要否を検討する必要がある。
d 1	厚生労働省	北海道労働局	労働保険	労災	名寄労働基準監督署紋別連絡事務所	北海道紋別市	名寄労働基準監督署紋別連絡事務所は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第3条に定める「庁舎等使用状況及び見込報告書」の作成をしていないことから、適切な措置を講じる必要がある。